

会議録

会議の名称	西東京市立学校給食運営審議会（第1回）
開催日時	平成25年11月28日（木曜日）午後2時30分から4時30分
開催場所	保谷庁舎 防災センター6階 講座室2
出席者	委員：有澤会長、新出委員、小野寺委員、小谷野委員、佐藤（栄）委員、杉原委員、可児委員、森下委員、熊谷委員、久保田委員、立川委員、横田委員 事務局：宮坂課長・近藤係長 欠席：宍戸副会長・佐藤（文）委員・田中委員・早田委員
議題	1 会長及び副会長の選出等について （1）会長及び副会長選出 （2）西東京市立学校給食運営審議会会議録について （3）西東京市立学校給食運営審議会の傍聴について （4）西東京市の学校給食の概要 2 消費税改定に伴う学校給食費の見直しについて
会議資料の名称	資料1 西東京市立学校給食運営審議会委員名簿 資料2 西東京市立学校給食運営審議会条例 資料3 西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則 資料4 西東京市市民参加条例施行規則 資料5 西東京市立学校給食運営審議会傍聴要領 資料6 西東京市の学校給食についての概要 資料7 消費税改定に伴う学校給食費改定予定等（各市状況） 資料8 児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準（改正前・後）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営課長より委嘱状及び任命書交付 ・学校運営課長挨拶 ・委員自己紹介 ・事務局自己紹介 <p style="text-align: center;">出席委員12名、委員数16名で過半数に達しているため、本審議会の成立を確認</p> <p>議題1 会長及び副会長の選出等について</p> <p>（1）会長及び副会長選出 西東京市立学校給食運営審議会条例第5条第2項に基づき、委員より会長及び副会長を選出 会長については、委員からの立候補及び推薦がなかったため、事務局より学識経験者より有澤委員を推薦し、出席委員全員の同意を得た。 副会長についても、委員の立候補がなかったため、会長より学校長代表の宍戸委員を推薦、本日、宍戸委員欠席のため、事務局にて事前に内諾を得ていることを確認のうえ、出席委員全員の同意を得た。</p> <p>（2）西東京市立学校給食運営審議会会議録について</p>	

西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則第4条及び西東京市市民参加条例施行規則第4条に基づき、会議録の作成、会議録の作成方法について確認。

本審議会を、より自由で活発な意見交換の場とするため、出席委員全員の同意により、会議内容の要点記録を採用することとした。

(3) 西東京市立学校給食運営審議会の傍聴について

西東京市立学校給食運営審議会傍聴要領第2の規定により、会議会場の広さ等を勘案し、出席委員全員の同意により傍聴人の定員を5名と決定した。

(4) 西東京市の学校給食の概要

○事務局：

小学校給食についての概要、小学校給食費の推移、中学校完全給食実施までの経過等について説明を行った。

議題2 消費税改定に伴う学校給食費の見直しについて

○事務局：

平成25年10月の閣議決定に伴う平成26年4月からの消費税率8パーセントへの引き上げ、併せて、今回の消費税改定については段階的な引き上げが予定されているため、平成27年10月の消費税率10パーセントへの引き上げも視野に入れ、慎重に検討を進めたい旨を説明した。

また、今後の給食費の見直しを進めるに当たって、給食費改定の必要性の有無と改定時期について審議のうえ、一定の方向性について、来年1月を目途に意見書として提出いただくよう、依頼した。

資料7の消費税改定に伴う学校給食費改定予定等（各市状況）について説明、多摩26市の状況、現在の給食費単価等について確認を行い、各委員へ現時点での意見を伺った。

資料7に記載の各市の給食費（一食単価）についての意見

給食センター方式を採用している自治体では、給食食材の一括購入により保護者負担の給食費も低く抑えられる傾向がある。

また、給食食材に対する補助制度のある自治体については、実際の一食単価と異なる場合がある。

西東京市は単独調理方式及び親子調理方式で、学校毎の食材発注となるため、給食費（一食単価）だけで他市との比較は難しい。

また、西東京市は地域的にも区部に近いため、可能であれば、23区の状況も検証する必要がある。

改定の必要性についての意見

- ・給食費の額を据え置いた場合、食材の変更に伴う、給食内容への影響が心配される。
- ・西東京市の給食費は26市中でも上位にあることは判ったが、食材の品質等、理由が明確であれば、消費税増税に伴う改定は保護者も納得できる。
- ・給食の試食会等で、使用している食材等について栄養士の話を聴くと、国内産食材や無添加食材への配慮等、納得できる部分が多い、試食会に多くの保護者が参加できるような工夫も必要と考える。
- ・飲食店であれば消費税増税に合わせた値上げも消費者として理解できるが、教育の一

環としての位置付けもある学校給食では、慎重な検討が必要。

- ・手間をかければ食材費を抑えられる部分はあると思うが、給食室の状況、調理員の体制等の制約もあり、難しい面がある。
- ・給食費未納を抱えている学校もあるため、その中での消費税率引上げは影響が大きいと考える。
- ・青果店に発注する場合、市場では高値、中値、安値の表示があり、基本的には中値の品物を基本として発注しているが、増税後の対応としては、安値で発注する機会が増える可能性もある。
- ・調味料も国内産で添加物の少ないものを使用しているため、見直しや使用頻度を下げなどの影響が出るものと考ええる。
- ・その他、国内産から輸入品への切り替えで対応せざる得ない部分もある。
- ・地場産の農産物等は安く美味しいが、下処理に係る時間や手間等を考えると中学校給食の調理を行っている小学校では、使用することが難しい。
- ・学校給食摂取基準をみると、塩分量が抑えられていて、薄味である。美味しく食べるためには素材の良さが重要になる。必要な栄養素を摂取するだけでなく、美味しく食べる工夫が求められる。
- ・現在の給食費を据え置いた場合、教育の一環として実施している学校給食で、使用する教材としての食材が変わることにもなるので、教育活動への影響も懸念される。

改定時期についての意見

- ・食材価格への影響が不明なので、消費税率8パーセント引上げ後の影響を検証したうえで、消費税率10パーセントへの引上げに併せて考えたほうが良いと考える。
- ・食材費を抑えるための様々な工夫や給食内容への影響を十分に検証し、必要最小限の改定に留める必要がある。
- ・学校の会計処理についても考慮し、1度での改定が望ましいと考える。
- ・給食費見直しの検討状況や改定予定のお知らせについても、保護者へ早めに周知が必要と考える。

給食食材への補助制度等について

消費税率引上げにともなう、保護者負担軽減のための給食食材の補助制度等の整備については、現在のところ予定していない旨、事務局より説明した。

部会設置について

今後の検討を進めるに当たり、部会を設置し、小学校給食研究会会長でもある本審議会の副会長、実際に献立の作成や食材の発注を行っている栄養士代表委員に加えて、小学校栄養士会より担当校長、栄養士1名に参加いただき、現在の給食費を据え置いた場合の給食食材、給食内容への影響、引上げ額を最小限に抑えるための工夫等について、12月中に検証作業を進めることとした。

次回、平成26年1月の全体会については事務局にて日程調整のうえ、通知することとし、閉会となった。